

◎新潟県告示第1154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 名称及び住所

株式会社 建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

2 業務区域

新潟県の全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

本社

東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

東北事務所

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階

福島事務所

福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室

埼玉事務所

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階

神奈川事務所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階

愛知事務所

愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階

山陰事務所

島根県松江市中原町6番地

岡山事務所

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階

広島事務所

広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室

愛媛事務所

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室

佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室

長崎事務所

長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階

宮崎事務所

宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階

鹿児島事務所

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室

沖縄事務所

沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げる業務以外の業務

- (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年9月1日